

高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための指針

塩尻市中央地域包括支援センター

(令和6年3月)

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

塩尻市中央地域包括支援センター（以下「当センター」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者においせつな行為をすること。又は利用者においせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

4 高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「委員会」という。）に関する事項

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 委員会の構成委員

・委員長は管理者が務める。

- ・委員は、当センター職員で構成する。
- ・高齢者虐待防止等の担当者は、社会福祉士とする。

(3) 委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、当センターが開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 委員会の審議事項

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ・虐待防止のため職員研修の内容に関すること
- ・相談窓口の周知等、虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

5 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、「高齢者虐待対応マニュアル(塩尻市版)」に基づき、速やかに介護保険課に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、関係機関と協力し警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに所内で共有し、解決に努める。
- (2) 虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられる

よう努める。

- (3) 高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待の対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『長野県高齢者虐待対応マニュアル（長野県）』ならびに『高齢者虐待対応マニュアル（塩尻市）』に沿って対応する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、市の関係窓口、塩尻市成年後見支援センター等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付け内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

10 塩尻市権利擁護ネットワーク協議会

塩尻市権利擁護ネットワーク協議会において、高齢者虐待の防止、早期発見の取組み、虐待対応状況について協議する。

11 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は常時閲覧可能とし、執務室等に備え付けるほか、市ホームページにも掲載する。

12 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年3月27日より施行する。